

尾道市ナイトタイムエコノミー創出事業に係る業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、尾道市ナイトタイムエコノミー創出事業に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

- 1 委託業務名
尾道市ナイトタイムエコノミー創出事業
- 2 提案内容
本件プロポーザルに参加する者は、別に定める別紙 2 業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める内容について具体的に提案するものとする。
- 3 委託上限額
10,940 千円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 4 プロポーザル実施手順
 - （1）市ホームページを通じて本件プロポーザルへの参加希望者を募集する。
 - （2）前号の希望者は、企画運営に係る提案書（以下「提案書」という。）その他説明に必要な書類を作成して提出する。
 - （3）委託事業者の選定は、尾道市ナイトタイムエコノミー創出事業に係る業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。選定委員会は、提出された提案書その他説明に必要な書類について、別途日程を定め審査する。なお、選定委員会の構成は、選考当日まで公表しない。
- 5 応募方法
本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書、提案書及び必要な添付書類を期限内に提出すること。
 - （1）プロポーザル実施要領等の配布
令和 8 年 10 月 23 日（金）から尾道市のホームページに掲載する。
 - （2）参加表明書等の提出
 - ア 提出書類
 - （ア）参加表明書（別記様式第 1 号）
 - （イ）会社概要（任意様式 既存のパンフレット等で可）
 - （ウ）法人所在地の市町村民税の完納証明書
 - （エ）国税の納税証明書（その 3）※写し可
 - （オ）誓約書（別記様式第 2 号）
 - （カ）令和 7～9 年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外の場合は、商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び提出期限の属する事業年度の直近の事業年度の財務諸表（写し可）
 - イ 提出先 第 11 項の提出先
 - ウ 提出期限 令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時（必着）
 - エ 提出部数 1 部

オ 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

カ 参加資格審査と結果の通知

尾道市長は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果を「参加資格確認結果通知書」により通知する。

（３）提案書及び必要な添付書類の提出先及び提出期限

ア 提出書類

（ア）提案書（任意様式、２０枚以内。ただし、別表審査基準の項目について明記されていること。）

（イ）業務委託見積書及び経費内訳書（任意様式）

（ウ）業務実施体制表（任意様式）

（エ）スケジュール（任意様式）

（オ）本事業と類似した事業の実績一覧

イ 提出先 第11項の提出先

ウ 提出期限 令和８年１１月２０日（金）午後５時（必着）

エ 提出部数 正本１部、副本５部

オ 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

６ 本件に関する質問期限及び回答

質問がある場合は、質問書（別記様式第３号）を作成し、次のとおり提出すること。

（１）提出方法 第11項の提出先へ持参又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。（受付期間内必着）

※電話での質問は一切受け付けない。

（２）受付期限 令和８年１０月３０日（金）午後５時まで

（３）回答方法 質問に対する回答は、質問者名を伏せて集約したものを令和８年１１月６日（金）午後５時までに尾道市ホームページにて公表する。

７ 契約優先交渉権者の選定方法等

（１）選定委員会の委員は５名とする。

なお、委員が選定委員会に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。

（２）第一次審査（書類審査）

四者以上の参加があった場合は、提出された提案書の内容を別表審査基準に基づいて評価し、一定基準を満たした提案者のうち上位三者を第二次審査に進む者として選考する。

なお、第一次審査の結果は、全ての提案者に対して令和８年１２月３日（木）までに文書により通知する。

（３）第二次審査（プレゼンテーション）

提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に審査を行い、最終的に最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

なお、第一次審査の得点は、第二次審査の選定において加味しない。

※第二次審査の参加者が１者の場合でも、審査基準による可否を判断するため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和８年１２月１１日（金）（予定）

※時間については、第二次審査に進んだ応募者に別途通知する。

イ 実施場所 尾道市役所内

※詳細については、第二次審査に進んだ応募者に別途通知する。

ウ 実施時間 35分以内（提案説明20分以内、質疑応答15分以内）

エ その他 提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に尾道市に連絡すること。

8 選定結果の通知

市長は、選定委員会による審査に基づき、選定結果を応募者に通知する。

なお、非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く）に観光課に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日・日曜日・祝日を除く）に、書面により回答する。

9 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表	令和8年10月23日（金）
参加表明書の受付期限	令和8年11月13日（金）
提案書等の受付期限	令和8年11月20日（金）
第一次審査	令和8年12月1日（火）
第二次審査	令和8年12月11日（金）
選定結果通知	令和8年12月16日（水）

10 契約に関する事項

（1）業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、「仕様書」による。ただし、詳細はプロポーザル時の提案内容に縛られるものではなく、本市及び契約者が協議の上で定める。

イ 業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

ウ 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げてその者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。

エ 契約保証金については、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）を適用する。

（2）契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

（3）契約締結後に、契約者が参加資格を満たしていないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

（4）契約候補者となった者が、令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外である場合は、物品購入等競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

11 問合せ先及び提出先

尾道市産業部 観光課

住 所：〒722-8501尾道市久保一丁目15番1号

電話番号：0848-38-9184（直通）

FAX 番号：0848-37-2377

E-mail: kanko@city.onomichi.hiroshima.jp

審査基準

評価の項目			配点
業務遂行能力	業務体制	実施体制が整備されていることに加え、発注者との綿密かつ柔軟な調整が可能な体制となっているか。	15
	類似事業の業務実績	類似事業の業務実績があり、本業務を履行するための知見・ノウハウを有しているか。	
	実施スケジュール	業務スケジュールは効果的・効率的であり、業務を確実に遂行できるものとなっているか。	
企画提案力	実施方針・計画	①業務の趣旨、内容・課題について理解されているか。 ②目的遂行・課題解決に向けた適切な方針と取り組みにあたってのK P I が示されているか。 ③実現可能な内容であるか。	70
	賑わい創出の仕掛け	①地域への誘客と回遊・消費を促進する取り組みが考えられているか。 ②店舗に入りやすくなる雰囲気づくり、情報発信について考えられているか。 ③夜間の移動手段の課題解決について考えられているか。 ④自社の強みを活かした独自の提案はあるか。	
	継続性	一過性の内容ではなく、地域が自立して取り組みを継続できる仕組みが考えられているか。	
	地域への理解と配慮	①既存の店舗を活かした内容となっているか。 ②地域住民の理解、日常生活への影響をどう考えているか。	
	情報発信	情報発信の戦略、効果的なツール選定について考えられているか。	
費用	費用	①当事業の費用対効果等の観点から見積額は妥当か。 ②見積額は業務を確実に履行できる妥当なものとなっているか。	15
		価格：採点＝50×（1－見積額÷上限額） ※小数点以下は切り上げ、上限額と同額は1点、最高点は10点	
配点合計			100